

第9期尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託に係る  
企画提案競技募集要領

## 1 趣旨

尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（生き生き！！あま咲きプラン）は3年を1期の計画期間として、本市における介護保険事業におけるサービスの目標量やその提供体制、高齢者の生活を支えるための保健・福祉に関する各種事業やその推進方策等を定めている。

この度、令和6～9年度を計画期間とする第9期計画策定（現計画の改定）に当たっては、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化に向けてさらに取組を進める必要があるほか、本市の総合計画やあまがさきし地域福祉計画、地域いきいき健康プランあまがさきなどの各計画や、国の会議等を通じて示される各種指針等、その内容を踏まえた計画を定める必要があることから、企画提案競技を行い、多くの経験や知識、また専門的な創造性を有し、業務遂行能力に優れた契約候補者を選定するものである。

## 2 一般事項

### (1) 名称

「第9期尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務」に係る企画提案競技

### (2) 主催者

尼崎市 健康福祉局 福祉部 高齢介護課

### (3) 契約候補者選定方法

企画提案競技（プロポーザル）方式により企画提案書等を求め、本市が定める選定評価基準に基づき総合的に評価・審査し、契約候補者を選定する。

### (4) 委託業務内容等

別紙「第9期尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

### (5) 委託料の上限額

4, 139, 520円以内（消費税及び地方消費税込）を上限とし、提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

### (6) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

### (7) 令和5年度における特約

本業務を受託する事業者の履行内容や成果物が良好と判断できる場合は、**令和5年度に実施予定である「第9期尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務」**について、同事業者に委託できることとする（※令和5年度の予算が議決を経て

成立した場合に限る。)

なお、令和5年度の委託内容については、令和4年度に引き続き会議体の運営支援業務に加え、データ分析やデザイン提案等の計画作成支援業務を想定している。

#### (8) 企画提案競技スケジュール

項目	日程
募集要領の配布	【令和4年9月20日(火)から】
質問の受付	【令和4年9月27日(火)・午後5時まで】 電子メールの件名に「プロポーザル質問(〇〇(法人名))」と入力の上、所定の質問票に記入の上、送付すること。
質問の回答	【令和4年10月3日(月)までに】 随時本市ホームページ上(本要領を掲載している画面と同一画面上)に掲載する。
企画提案書等 応募書類提出期限	【令和4年10月7日(金)から14日(金)まで】 <u>午前9時から午後5時までの間に、電話にて必ず事前予約の上、尼崎市役所 本庁舎北館3階 健康福祉局福祉部高齢介護課まで持参すること。</u>
企画提案内容説明 (プレゼンテーション)	【令和4年10月24日(月)・26日(水)】
選定結果通知	令和4年11月中旬までに、すべての応募事業者へ選定結果を通知する。

### 3 応募資格

次に掲げる(1)~(5)の要件について、すべて満たすこと。

- (1) 平成28年度以降に地方公共団体が発注する高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に係る業務に携わった実績があること。
- (2) 尼崎市民の従業員を雇用している場合、地方税法第321条の4及び尼崎市市税条例第33条の3の規定による個人市民税・県民税特別徴収を完全実施していること。
- (3) 次の事項に該当しない者
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者や、その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - イ 本市から指名停止措置(入札参加停止措置)を受けている者
  - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者
  - エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当するもの、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者

- (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
  - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
  - (ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
  - (エ) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）
  - (オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 14 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
  - (カ) 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体
- オ 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税、地方消費税及び本市の市税（尼崎市内に本店（本社）がある場合に限る）に未納がある者（地方税法第 15 条に基づき徴収の猶予を受けている者又は国税通則法第 46 条に基づき納税の猶予を受けている者を除く。）。
- (4) 別紙の仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有する者及び尼崎市の指示に柔軟に対応できる者であること。
  - (5) 尼崎市契約規則第 4 条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること
- ※ ただし、現在、登載されていない者についても応募を可能とするが、令和 5 年度の競争入札参加資格の業者登録の申請を必ず行うこと（受付期間は令和 4 年 12 月上旬から令和 5 年 1 月中旬まで（予定））

#### 4 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。

ただし、本市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 本要領を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと、本市が判断した場合

## 5 企画提案書等応募書類（様式等）

令和4年10月7日（金）から14日（金）まで（必着）の午前9時から午後5時までの間に、電話にて必ず予約の上、尼崎市役所本庁舎北館3階の高齢介護課へ持参すること。

なお、企画提案書等応募書類は下記のとおり。

### (1) 企画提案申込書（様式1号）

### (2) 企画提案書（任意様式）

仕様書に基づき、別添「審査項目及び評価の視点」を踏まえた上で、本業務を実施するにあたっての方針やアピールポイントを明記すること。

ア 原則A4版の用紙（必要に応じてA3版折りも可）を使用すること

イ 必ず過去の業務実績について触れること。なお、その際は本市と同程度以上の規模の市での実績を優先して記載すること。

ウ 他都市において令和6年度～8年度を計画期間とする当該計画の策定に関する業務を受託（予定）している場合は必ず記載すること。

エ 令和4年度の業務実施内容を踏まえ、令和5年度の計画作成支援業務及び会議体の運営支援に係る実施体制や提案についても記載すること。

### (3) 会社概要（任意様式）

御社（本社・支社）の経歴、事業概要について簡潔に記載すること（パンフレット等の会社概要で代用することも可とする）。

### (4) 業務実施体制（様式2号）

業務を受託した場合の体制、担当予定者の氏名、業務実績等及び業務の分担内容等について記載すること。1枚に記載しきれない場合は複数枚可。

なお、様式の記載項目をカバーしているのであれば、任意様式でも可とする。

### (5) 業務実績（様式3号）

管理技術者及び主たる担当技術者が、当委託業務内容に関連する業務について、過去6年間（平成28年度～令和3年度の間）に携わった実績（業務名、発注者名、履行期間、業務内容）を記載すること。1枚に記載しきれない場合は複数枚可。

なお、様式の記載項目をカバーしているのであれば、任意様式でも可とする。

### (6) 誓約書（様式4号）

### (7) 見積書（任意様式）

「2 一般事項」に記載する委託料の上限額以下の金額で提示すること。

なお、金額は税込及び税抜価格の両方を記載し、積算の内訳が分かる資料等を添付すること。

### (8) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

直近3か月以内に発行したものに限る。

なお、契約等の行為を行う者を会社の代表者からそれ以外の者（代理店など）に委任する場合、契約後に当該受任者にも提出を求める予定としている。

### (9) 法人の定款

- (10) 法人の財務状況に関する書類（貸借対照表、損益計算書）直近1年分
- (11) 納税証明書（法人税及び消費税等について未納税額のない証明、尼崎市内に事業所を有する場合は市税納付状況証明書）
- (12) 上記(1)～(11)についてそれぞれインデックスをつけたうえ1つに綴じ、10部（正本1部、副本9部）を提出すること。
- (13) 企画提案申込書等提出後、応募事業者の諸般の事情で辞退する場合は、理由を添えて「プロポーザル辞退届」を提出すること（様式5号）。

## 6 当該公募に関する質問の受付

- (1) 質問の受付期限

令和4年9月27日（火） 午後5時まで

- (2) 提出方法

「10 連絡先及び提出先」に記載している電子メール宛に、件名は「プロポーザル質問 ○○○（法人名）」と入力の上、質問表（様式6号）を提出すること（来庁、電話等による受付は行わない）。

- (3) 回答

質問に対する回答は、質問者名をふせて質問内容とともに、本市のホームページ（本要領を掲載している画面と同一画面上）にて公表する。

- (4) 留意事項

審査基準等に関する質問は一切受け付けない。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

## 7 企画提案書等応募書類の取り扱い等について

- (1) 提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等応募書類は、提出期日を過ぎてからの訂正や差し替えを一切認めない。
- (3) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は、公開の対象とする。選定されなかった事業者の企画提案関係書類は、事業者名をはじめ原則、非公開とする。ただし、尼崎市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。
- (4) 応募に要した事業者の費用負担に対して、本市は一切保障しない。

## 8 選定方法及び審査基準

- (1) 選定方法

企画提案競技（プロポーザル）方式とする。

ア 審査は本市職員で組織する第9期尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託に係る契約候補者選定会議（以下「選定会議」という。）において、企画提案書等応募書類及びプレゼンテーション審査の内容を総合的（下記(3)選定基

準に基づき)に評価し、契約候補者とする。

イ 選定会議を組織する各委員が、別に定める審査表に基づき採点を行い、評価点数の総合計が最高得点の応募者を契約候補者として選定する。

ウ 応募者が1者の場合であっても、選定会議を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

エ プレゼンテーションの実施後、本市が必要と認めたときは、提案書の内容について説明及び資料の提出を求める場合がある。

## (2) プレゼンテーションの実施

### ア 実施場所及び日時

令和4年10月24日(月)及び26日(水)のどちらかで尼崎市役所内(関連施設を含む)で実施(予定)することとし、詳細は別途電子メールにて通知する。

### イ 実施時間

1者につき40分程度を予定しており、応募者からの20分間の企画提案内容の説明を実施していただいたのち、20分程度の質疑応答を行う。

### ウ プレゼンテーションの方法

新たな資料の提出は不可とし、提出した提案書に基づく説明を行うこと。ただし、企画提案書の内容を要約した当日資料については配布を可とするが、必ず10部を提出すること。また、パワーポイントでの説明等プロジェクターの使用を希望される場合は、必ず企画提案書等応募書類受付時に申し出ること。

なお、新型コロナウイルスにより、来庁が困難な場合は、WEB会議形式(ZOOM等)に変更する可能性がある。その場合は、別途電子メールにて通知する。

### エ 説明者

原則として、提案書の実施体制に記載されている担当予定者のうち、主たる担当技術者が行うこと。また、会場への入室は3人以内とする。

### オ その他

プレゼンテーションにおける当日資料及び質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱う。

## (3) 選定基準

ア 当該業務関係部門従事期間

イ 同種・類似業務の実績

ウ 第9期計画策定に係る現状認識度

エ 地域精通度

オ 計画策定に係る業務理解度

カ 技術者の動員計画

キ 本事業で得た情報のセキュリティ対策

ク 提案内容の的確性

- ケ 提案内容の実現性
- コ 提案内容の独創性
- サ 来年度の計画策定支援業務に係る提案内容の実現性など

(4) 選定結果

令和4年11月中旬頃に電子メールにて通知する。なお、審査の経過については公表しない。また、選定結果についての異議申し立てについては受け付けない。

## 9 契約の締結

- (1) 選定後、契約候補者は本市と契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結する。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。
  - なお、業務成果の品質確保のため、選定において別に定める最低基準を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とする。
  - ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき
  - イ 契約締結時まで「3 応募資格」を欠いていることが判明したとき
  - ウ 契約締結時まで「4 応募者」の失格の要件に該当していることが判明したとき
  - エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
  - オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合
- (3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。
- (4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼することとするが、既に提出している見積書の金額を基に提出することとする。

## 10 連絡先及び提出先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号（北館3階）

尼崎市健康福祉局福祉部高齢介護課

担当：竹中、小野

T E L 06-6489-6356

電子メール ama-koureikaigo@city.amagasaki.hyogo.jp